

○議長（下山孝雄君） 通告3番、9番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 一條 寛君 登壇〕

○9番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、小型家電リサイクル法とごみ集積所の件についてお伺いします。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済み小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法、正式名、使用済み小型電子機器等再資源化促進法が昨年8月に成立し、今年4月から施行されております。小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されていますが、同法により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度であります。この制度では、消費者や業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体と事業者が柔軟に連携して地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっています。小型家電リサイクル法への認識と今後の対応をお伺いします。

次に、ごみの集積所の件について伺います。

燃えるごみの回収が週3回から週2回になってしばらくになります。その関係もあり、場所によってはごみかごに入り切らずあふれる、それをカラスや猫が食い散らし周辺が汚される、また、行政区の境に設置されている集積所に出せずに遠くまで持っていつているなどの指摘を受けることがあります。これらのごみ集積所のいろいろな問題に対する対応をお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 一條 寛議員からは、小型家電リサイクル法の施行に基づき、市町村が使用済みの小型家電の回収に取り組んではいかがかというご質問でありました。

小型家電といいますと、いわゆる携帯電話とかデジタルカメラとかパソコンとかそういったことを指しているわけでございます。町単独で回収ルートを立ち上げ、そして分解、破碎、そして選別するという、こういったリサイクル業者を経由して、そしてさらに金属製錬事業所まで送るというには実は量が余りにも少な過ぎるわけですね。ですからやはり、現在、加美町では、各家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬については大崎地域広域事務組合に事務を委託して行っておりますので、やはりこの小型家電につきましても大崎広域での対応が望ましいというふうに考えております。

県内市町村、そして一部事務組合の担当者が主体となって県循環型社会推進課によるワークショップが開催されますので、そういったものに参加をして、小型家電についての取り組みとということについて研究、対応をしていきたいというふうに思っております。

また、このごみ集積所、大分散乱していたり、あるいはカラス、猫の被害に遭ったりというふうな問題があるということは私も承知をしているところであります。やはりこれは美しいまちづくりをする上でも、やっぱりこういったものに対するきちっとした対応が必要だろうというふうに思っております。ただ、場所をふやすと、集積所をふやすということは実はなかなか簡単なことではございません。広域の収集業者との委託費用という面からの制約が1つはあります。それから、例えばアパートが建って戸数がふえるというふうな大きな変動、戸数の変動ということがないと、要望があってもなかなか設置場所をふやすということが難しいという状況にもあります。

ただ、一方で先ほどのような問題、それからやはりご高齢の方がなかなか遠くの集積所へ持っていかれないというふうな問題もあるわけですから、ますますこれから高齢化が進めば進むほどそういった問題が大きくなるわけですので、そういったことは、何とか解消するために、まずは衛生組合長さんとの話し合いを持って解決策を探っていきたいと、そんなふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛議員。

○9番（一條 寛君） 先進自治体においてはこの小型家電リサイクル法ができる前から回収に組み込み、そしてリサイクルをやっている市町村というか、なかなか町単独ではないようですけども、市においては結構な市がやっているような状況でもありますので。今、加美町というか大崎広域では、大型家電じゃないですね、粗大ごみの回収をやっています。その中でこの小型家電に該当するものだけ分別することによって、まず、集めることは可能なのではないかなというふうに1つは思います。そういう意味で、町単独でも小型家電だけ回収し、問題になるのは認定事業者だと思んですけども、集めた小型家電をどう分解し、使えるもの、そして電子基盤等、いろいろ鉄とかいろんなものに分けて、そしてそれを製錬所に出すという段取りになると思うんですけども、この辺の、宮城県では認定されている事業所はネットで調べた限りではないみたいなんですけれども、これを他県の業者とかにも出せないのかどうか。この辺も検討しながらやってやれないことはないんじゃないかなと。町単独でもですね。そんなふうにも思いますので、まず第1点、この辺の、結局、粗大ごみの中から小型家電に該当するもの、ほとんどの家電製品が4つのもの以外、要するにテレビとか今有料で出しているもの以外

外はほとんど対象になるみたいですので、この辺をやるお考えがないかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

今、議員さんがおっしゃったのは、回収方式としてはピックアップ方式という回収方式に当たると思います。粗大ごみや不燃ごみと一緒に回収して、それをごみ処理施設で職員が小型家電を手作業で回収するような方式になります。先進事例としてはピックアップ回収、ボックス回収、ステーション回収というのがございまして、ボックス回収は公共施設やスーパーなどにボックスを置いてそれを回収する、ステーション回収というのは新たに小型家電という分別の箱を設けて回収するというのが先進事例では行われている模様です。それで、町の担当レベルなんですけれども、一番現実的なのは今、議員さんがおっしゃったようなピックアップ回収が一番現実的なのかなということで思っております。

それから、まだ宮城県では、あるいは大崎広域でも全然白紙の状態でございます。それで、宮城県ではことしの夏に、国が認定するんですけれども、認定業者が認定される予定とは聞いております。それを受けて、あと、余りおくれないように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 今、課長からピックアップ回収という形でやれるんじゃないかというお話もあり、そうなる場合、町民の方にこういう法律ができて施行されていて、本当に小型家電が資源になるんだということを認識していただき、そして、町民の方レベルで分けておいていただき、そしてボックスも今、粗大ごみ1つという形じゃなくてそこにボックスを置いて出してもらうという形をとれば可能なのかなという形で、その辺の町民の方に対する認識を深めていただく手法というか、何か考えていますか。ことしの夏から県が取り組むということでもありますけれども、それに向けての準備といいますか、対応をどうされるかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

その件に関しましては、先ほど町長の答弁の中でも出ましたけれども、ことし1年かけて県循環型推進課によるワークショップが開催されます。その中で小型家電を取り上げた担当者の勉強会があるということなので、1年間かけて、それでいい方法、あるいは県内全部統一したやり方だとスケールメリットが出ると思っていますので、ワークショップの結果をもっているいろいろな進めていけたらなと思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛議員。

○9番（一條 寛君） 認定業者が県内にはまだいないと、これからつくっていくということでもありますけれども、町のビジネスの創出にもつながると思うので、町としても認定業者を誘致するとか、誘致するというほどの事業ではないと思うんですけれども、こういうものを受け入れるとか、加美町でやられたらどうですかみたいな、こういう提案とか呼びかけとか、そんなことをされるお考えはないですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お答えします。

なかなかこの回収選別費用と、それから金属資源、レアメタルですね、こういったものの資源化による収入、バランスがとれないんですね。利益がなかなか、小さい自治体ですと数量も少ないものですから。現実には加美町に来てその事業を展開しようというところは余りないだろうというふうに思います。ですから、今のところは考えてはいないわけですが、先ほど町民課長の話にあったように、県もこれからでございますので、やはり県の動きをにらみながら町としてどう対応していくべきかということを検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 町長から今、スケールメリットという話の中で、加美町から出るものだけを対象にしたのではそう利益も出ないのかもわからないんですけれども、町外から出る小型家電も町に集めてリサイクルするという方向になればそれなりの事業としても成り立つのではないかと思いますので、早目にそういうことも考えながら呼びかけていくということもできるのではないかなというふうに思いますけれども。県がこれからということでもありますけれども、ある意味、県に先駆けてその辺も取り組んでいくというような考えはないかどうか伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） とりあえず、先ほど私からも町民課長からも答弁させていただいたように、まず、県の循環型社会推進課によるワークショップが開催されますので、まだこれから勉強していきまさんと、簡単に飛びつくというわけにはいきませんので、まず職員、我々が勉強をさせていただいて、そして、町としてどういう方向性で取り組んでいくか、あるいは、先ほど申し上げたように大崎広域というふうな大きな広い枠組みの中でどう取り組んでいくかといった方向で検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 次に、ごみの集積所の問題についてお伺いします。

今、集積所はいろいろで、場所によっては鉄製のかごがおいてあるところ、それから、狭い場所ではネットだけかけてある部分、何もしていないところはほぼないとは思いますが、その中で、かごが置いてある中でも余裕があるところとあふれているところ、あるわけですが、場所にも余裕がありかごがあふれるという部分について、かごをふやすという考えがおりになるかどうか、まずお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

ごみ集めのステーションの件なんですけれども、ごみの量はほとんど微増か変化がない状態で、人口が減少しております。組合の規約では人口割30%、実績割70%となっている町の負担金が決められている中で、先ほどのようなごみの量と人口の量の関連の中で世帯だけが増加しているという状態になっております。その中で、大崎地域広域行政事務組合では、業者に委託料を支払うのに非常に苦慮しているという状態であります。そうした中で、設置の場所の移動はすぐに応じてもらえるんですけれども、なかなか増設というのは望めないという状態に今はあります。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 前にも課長から増設は難しいという話は聞いていましたので。今の既存の場所で、あふれる場所について、かごが今、1つか2つ置いてあるわけですが、それをもう1個ふやして、入り切らないところは3つにするとかということは考えておられないのかどうか。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） ごみのステーションの件なんですけれども、今までの既存の従来のものをそのまま踏襲しております。その中でごみステーションの建てかえ、修繕に関してはことし、衛生組合の事業としてなんですけれども、1件当たり建設費の2分の1、上限5万円を限度として補助を出すということを衛生組合でやっております。その中でそのようなところを少しでも緩和してもらえればなどは思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） わかりました。そうすると、かごの設置は衛生組合の事業で考えていただくということで、2分の1の補助といいますか。

それから、今、ステーションの位置が、これは行政区単位に決められているのかどうか。ず

っと変わっていないというか、どういう形でそこになったのかも、以前からそうなっているの
で今ここで聞いてもわからないと思いますし、そのことを聞くつもりもないんですけども、
行政区の境にある場所も結構あります。そして、うまくいっている部分も、両方の行政区でご
みをそこに出して何の問題も起きていないところも、多くはそうだと思うんですけども、昔
は問題があったけれども住民同士の話し合いで今はうまくやっているというところもあるよう
ですけども、中にはまだまだ、結局、おらほうの行政区のステーションだという形で、隣の、
すぐ近くでもそこに捨てられないという方もいるみたいなんですけれども、この辺のごみステ
ーションの位置というのは行政区のものなのか、どういう位置づけなのか。行政区の役割と権
限といたしますか、ごみステーションに対する。この辺はどのようにお考えになられているかお
伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） ごみステーションの場所は従来のところをそのまま踏襲するという
ことでやっております。ただ、行政区をまたいだ共有のごみステーションも、全部で400幾ら
ある中にはたくさんございます。それで、そこを移動したり管理したりするのも衛生組合長さ
んとの協議でどのようにでもできると、場所の移動はどのようにでもできると思いますので、
やはり区長さんあるいは衛生組合長さんとの合意の上であれば、どのようにでも大丈夫だと思
います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 極端なことですけども、やられているかどうかわからないですけれど
も、通勤の途中に全く関係のない行政区のごみステーションにごみを捨てていっても何の問題
もないのかどうか。その辺、モラル的には問題があるのかもわからないですけれども、何も、
それも大丈夫ということによろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） その件につきましては、同じような問い合わせが一般の町民の方か
らも来ております。モラルの問題と、あるいはそれを受け入れる心の広さなのかもしれません
けれども、それを嫌がって少し隠れたところに置いている地区などもございます、交通の要衝
にあって。それも含めてその地区その地区で対応していただいて、お手伝いは当然したいと思
いますので、そのような取り扱いでお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 済みません、おかしなことを聞いて。

前の答弁に戻りますけれども、2つの行政区にまたがるようなところに置いてある部分で、うまくいっているところは問題ないですけれども、なかなかこの辺うまく話が進んでいない部分については、町民課さんのほうで衛生組合長さんとか行政区長さんとうまく連携を取り合って、うまく両方が近所に捨てられるような方向で、仲良く運営できるような方向で、音頭といえますか、調整をとっていただけるかどうかということをお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） そのような申し出があれば対応したいと思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） では、次の案件に移ります。

次に、食物アレルギーと水道水の飲料について伺います。

昨年、東京都調布市の市立富士見台小学校で、チーズなどにアレルギーのある5年生の女子児童がチーズの入った昼食を食べた後、死亡するという事故が起きました。我が町の未来ある子供たちが、楽しいはずの学校給食で命を落とすようなことがあっては絶対ならないと考えます。そこで、我が町のアレルギーの子供はどのように掌握され、このような事故が起きないようどのような取り組みをされているかお伺いします。

次に、一般家庭においては、残留塩素やトリハロメタンの心配や、おいしい水を求めて浄水器やミネラルウォーターの利用が進んでいるようであります。それに伴い、子供たちが学校で蛇口から直接、水道水を飲まなくなり、家庭から水筒を持参している子供がいると聞きますが、その実態と対応をお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 調布市の事例は、大変痛ましい事故だったと思います。加美町としてはそういったことが起こらないように、最善の努力、細心の注意を払っていかなければならないというふうに考えております。

この食物アレルギーというのは、ご承知のとおり、体を守るはずの免疫システムが過剰に反応してしまうということできざまな症状が起こるということでもありますけれども、現在、加美町でアレルギーの子供は、保育所、こども園で現在対応しております児童は15名おります。こういった対応をしているかといいますと、まずは調理でございますけれども、食物アレルギーのお子さんの分は普通食とは別に除去食や代替食という形で調理を行っております。2点目として、トレーの色を別々にしております。3点目として、トレーにそのお子さんの名前、それから除去品目を記した用紙をつけております。また、4点目としまして、保育室での配膳、

代替の食品を職員間で確認をするということでございます。それから、子供たちに対してはこぼれたものは食べないという指導も行っているところでもあります。それから、何といたっても人為的なミス、調布市の例もそうだったわけですが、人為的なミスをなくすため、職員会議等での周知徹底を図るということも行っているところでもあります。

いずれにいたしましても、厚生省が示したガイドライン、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」がありますので、これを基本にしまして食物アレルギー対応のマニュアル化を進め、周知徹底を図っていくと。そして、他の施設でのさまざまな事例なども共有しながら今後とも工夫をし、改善を進め、加美町でそういった事故が起こらないように細心の努力をしてみたいというふうに考えております。

あとは、教育長のほうから答弁します。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） ただいま食物アレルギー疾患を原因とする事故を防止するというところで町長のほうから答弁があったとおりでありますが、学校給食における食物アレルギー疾患を有する児童・生徒への対応ということにつきましては、文部科学省で出しております「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」により示されているわけで、このガイドラインに基づいて加美町では、町内では現在、各学校で食物アレルギー疾患を有する児童・生徒並びにその保護者への対応をしております。例えば、事前に献立表を作成するわけですが、除去とか代替、それを保護者に提示をしてそれを了解していただくと。それで初めてアレルギー食品を除去する、代替食を提供するというようにしております。

問題は、やはり提供するときに、その手違いといいますか、それが一番危ないというふうなことになると思うわけですが、これについてはなるべく複数の職員で対応するとか確認し合うとか、あるいは全職員が共通理解を持っておくとか、そのようなことで万全を期しているというふうなことでございます。

また、教職員等の研修ということについて、昨年度、県教委で主催した学校保健研修会、これに各学校、栄養関係職員、それから養護教諭が参加してアレルギー対応の研修を深めているということでございます。絶対あってならないことですから、教育委員会としましては、独自でアレルギー対策の対応マニュアルを策定しておりませんので、国のガイドライン、また、他の市町村の先進の対策などを参考にして関係各課と協議しながら、今年度中に作成していきたいというふうに考えております。

それから、水道水というふうなことです。私たちのほうでは今のところ、子供たちが臭いからとか飲めないとかというふうな申し出は出ていないというふうに思っております。もちろん、学校保健安全法に基づいて飲料水の検査、これをやっているわけでございます。今年度も6月4日に実施して、今月には結果が出てくるというふうなことでございます。ウォーターサーバーとか浄水器を設置すれば一番いいのかもしれませんが、なかなかそこまで予算とか、それからメンテナンスも必要になってくるので、そこまでは難しいかなというふうに思っておりますが、今後も食物アレルギー疾患への対応も含めて、各学校での状況を確認しながら安全ということで心がけていくというふうなことでございます。ご理解をよろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 教育長からいろいろ答弁あったわけですがけれども、小中学生で何人ぐらい除去食なり代替食を提供している方がおられるのか、学校数と人数、そして、除去食とか代替で対応できなくて、かなり重篤で弁当でなければ対応できないという方で弁当を持ってきてもらっているとかという子供さんはいるのかどうかということをお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長、お答えいたします。

現在、食物アレルギー児童及び生徒ということで把握している人数については、16名でございます。学校数については6校ということで、13校のうち6校の学校でそういう生徒・児童がおられるということになります。

それから、その対応なんですけれども、基本的に除去食ということで、その材料を入れないということで、それから代替食でもって対応するという方法で対応しております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） その辺は、今の調理員の人数で対応は大丈夫ですね。そう多い人数じゃないですから大丈夫だとは思いますが、一応確認のために。調理員の数で人数。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長。

調理員の人数については、現在の人数で足りていると認識しております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 調布市の例の事故でもおかわりのときに起きたわけですね。今、教育長からもかなりその辺も注意しているということでもありますけれども、この辺のことはどのよ

うに対応、おかわりとかと言われた場合の対応は万全に対応されているかどうかをお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 昨年度起きたこの事故の原因が、最初、チーズを入れないという食事でもって分けをしていた。ところが、おかわりでもってたまたま食べてしまったということがありますので、当然おかわりがありますので、そのときには十分に注意を図っているということでございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） この間、NHKの「おはよう日本」でしたでしょうか、その中でアレルギー食のことが取り上げられて、民間のNPO団体でしょうか、やっている食物アレルギーサインプレートと、これは小さな小学校1年生ぐらいまで、それから、それ以上のお子さんには緊急時カードの利用と。結局、何でアレルギーが起こるかということ、小さな子供には写真入りのあれで、小学校の児童には自分でペンで書いて、それを常にプレートを下げておいて、学校での事故以外に、どこか遊びに行って、お友達のうちとかそういうところで事故に遭わないようにと。なかなか一人一人に何がアレルギーなのと聞くこともあれですので、そのプレートがつけてあれば大丈夫と。ただ、これは病院で発行するという、病院に行って再度アレルギーの厳密な調査をして、何年前食物アレルギーがあっても年数がたつてそれが変わっている場合もあるので病院で発行してもらおうという形のようにすけれども、そのようなカードの利用促進を図ったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、その辺の考え方について。宮城県では宮城県こども病院と、もう1カ所どこだか、2カ所しかまだやっていないということで、そのNPO団体でももっともっと病院にもこのカードの配付に参加してくださる病院を募集しているという状況でありましたけれども、この辺の利用促進を保護者に働きかけるとか、そんなことについての考えをちょっとお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長。

ただいまの、その子供さんの周りの方が気づくという意味で、カードを提示するといいますか表示するといいますか、そういった形で対応している事例があるということでございますけれども、先ほど教育長の答弁でありましたように、町としましてのそういった事故防止といいますかそういったことにつきまして、今年度中にガイドラインといいますか、対応策を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 子供たちの間で、食物アレルギーがあることによって、また代替食とか除去食とかを昼食で出されることによっての子供同士のいじめとか、そういうことは起きていないかどうか、その辺も確認させていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 教育委員会で把握している限りでは、そのことによってのいじめということはございません。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） それから、アレルギーの食事をとってショック状況を起こしたときの自己注射をするエピペンというものがあるそうですけれども、加美町の児童ではそういう注射が必要な方は今はおられないのかどうか、また、今後どのような方が入学され、また入所されるかわかりませんので、このようなことに対するエピペンに対応する認識とか、保健師の方になるんだと思いますけれども、この辺の対応はどうされているかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長。

加美町でそういったアレルギー疾患児童・生徒におけるエピペンの、それは注射みたいなものなんですけれども、それを使用しているという事例はありません。そういった事例が出てきた場合につきましては、その対応策を職員間で十分認識できるように対応できるようにしたいというふうに考えます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） アレルギーについてはその辺にしまして。

水道水についてちょっとお伺いします。教育長の答弁で水筒を持ってきている子供さんの数については特別答弁がなかったんですけれども、この辺はそれがあつたかどうかということではないんですけれども、結局、教育長の答弁にも浄水器とかそそういうものがつけられればという話もありました。また、保育所においてはお茶を1回沸騰させて、そして水を子供たちの水分補給という形でされているということで、子供たちが水道水を直接飲むことにはなっていないみたいになんて聞いています。

また、浄水器をつけたから、仮に今、持ってきている子供がいたとしても、うちで飲んでいける水がいいから持ってきているんだということになるかもわからないんでこれは何とも言いえないんですけれども、そういう意味で今、学校の水道がまずいという、加美町の学校は屋上にタ

ンクでやっているかどうか分からない。今、全国の学校では直接給水方式という形で、屋上に上げないで直に水道から出る形にしているという話も聞きます。この辺は加美町の学校はどうなっているのかということと、それから、水道課の課長にお伺いしますけれども、今、全国の水道水をおいしくするために、高度浄水処理という形でカビ臭の原因となる物質とかカルキ臭のもととなるアンモニア性窒素を取り除き、トリハロメタンのもととなる物質を減少させる処理方法をされているところが多いようですけれども、加美町ではそのような処理方法をされているかどうかについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長です。

先ほど質問の中で、水道水を飲まないというか、それで水筒持参という生徒ですけれども、一応2名ということで掌握しております。それについては水分補給というようなことで、先ほど議員さんがおっしゃったように、いろんな意味での水が、水道水以外の水が市販されているということがあります。そういったことで持参しているかなというふうに認識しております。それから、学校の水道の高架タンクの場合と、それから直接に供給というふうな一応方式があるんですけれども、ちょっとその実態といいますか数ですね、ちょっと掌握しておりませんが、いずれにしても水道水が臭いとかまずいとか飲めないというようなことでは聞いておりません。以上であります。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長です。お答えしたいと思います。

まず、水道水につきましては、水道法によって定期的に検査を実施するということが決められていますので、毎月、検査を実施しております。それで、議員お話のようにトリハロメタンの除去方法ということなんですけれども、実は加美町の約50%につきましては大崎広域水道から直接、水を受水してまして、県のほうも、あと、町の浄水場においてもトリハロメタンの定期的な検査を、これは3カ月に1回なんですけれどもやっております。それで、基準値につきましても1リットル当たり0.1ppm以下というふうに決まっていますので、その基準内でやっております。以上のことから、加美町の水は安心して、一応検査をやっておりますので、安心して飲めるような状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 次の質問に移ります。

次に、はり、きゅう、マッサージの治療について伺います。

医師の治療を受けていて思うように効果が上がらないような場合に健康保険を使って、はり、きゅうやマッサージ治療を受けることができるようですが、その普及は十分でないように思います。周知の方法をまずお伺いします。

また、今、全国の自治体の中には、健康保持・増進に役立てることを目的にはり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の施術を受ける高齢者などに対し、施術に要する費用の一部を助成しているところがありますが、我が町において助成する考えがないかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 周知の方法につきましては、保健福祉課の課長のほうからお答えさせていただきます。

鍼灸、マッサージ治療に対して助成をする考えはないかということでありまして、結論から申し上げますと現時点で助成する予定はございません。ちなみに、県内でも施術費の一部助成を行っている自治体はございません。

幾つかこれは問題があると思っております。まず、国家資格のある鍼灸、マッサージという、施術院のみならず民間のカイロプラクティックとかもみほぐしとか整体とかというのがありますので、国家資格があるからといって鍼灸マッサージだけの一部助成をするということがいいかどうかという問題が1つはあるだろうと思えますし、それから、じゃあ全てを対象となった場合、町の費用負担というのはかなりの負担になるということもありますので、簡単にこれは助成をしましょうというわけにはいかないというのが実情でございます。

また、もう一つは、大事なものは、何のために皆さんそういうところに行かれるかといいますと、健康管理・維持でございますね。ですから、できるだけそういったところにお世話にならなくてもいいような、やはり予防というものに力を入れていく必要があると思っております。どうしても骨はだんだん削られていきますけれども、と同時に支える筋肉が弱ってきますと痛みも出てきますので、今、ウォーキングマップづくりなども行っておりますけれども、そういった運動をするということも進めていかなければならないと、推進していかなければならないと思っております。

また、現在、温泉利用券、こういったことも皆さんに支給して助成をしておりますので、こういった温泉利用券も利用させていただいて温泉に入ってくださいということも、これは大事であろうというふうに思っております。実は、東松島の方がいらっしゃったときに、そのときは、いろんな温泉に行ったんですがゆ〜らんの温泉が一番自分に合っていると。ゆ〜らんどに入りますと、股関節、若いころやったようなんですけれども、痛みが取れると言うんですね。ここに

前社長もいらっしゃいますけれども、非常にゆ〜らんどのお湯を絶賛していきました。ですから、やっぱり何らかの効果があると思われまますので、あるとはなかなか言い切れませんが、思われまますので、やっぱりそういう温泉利用券という形での助成事業を行っていますので、そういったものも利用し、温泉に入っただくということが一つの方法であろうというふうに思っております。

ということで、周知方法については担当課長のほうから説明させます。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

周知の方法はということでございますが、医療保険を適用した鍼灸、マッサージを受ける場合、あらかじめお医者さんの同意が必要になってくると。それも、外科の先生ですね。例えば鍼灸、マッサージを医療保険で受ける場合、その場合は、病名というわけではないんですが、ある程度、例えばはり・きゅうでございますと神経痛、リウマチ、それから腰痛症、五十肩、頸腕症候群とか、こういった病名といいますか、そういった疾患が適用されると。また、マッサージについても脳出血等による片麻痺とか、それから関節リウマチの重い方、そういった方で筋肉とか関節がある程度硬直して固まっている方に対して、少しでも痛みとか可動域を広げるというようなことございまして、そこに行けばすぐ保険が適用にならないというようなことございまして。

その結果、ここ何年か、実際、国保のほうで療養費でどれぐらいの町民の方が利用されているかを見ましたところ、鍼灸を受けた方が昨年ですと2名でございます。お二方で年間50回ぐらいはり・きゅうを受けているような状況でございます。それから、マッサージについてはなかなかマッサージを施術するところに行けないということで訪問マッサージを受けている方が多いようございまして、ただ、実数にすると3名の方にとどまっているということで、議員さんのおっしゃるとおり、実際利用されている方が少ないということは確かに数字からもそのような結果になっております。

今後、お医者さん、ドクターが医療で限界といいますか、これ以上よくならないという部分について鍼灸、マッサージのほうで保険適用がやっとなるという一つの大きな条件もございまして、この辺は今後、加美郡医師会のほうともいろいろ相談しながら、場合によっては広報あるいはホームページ等でその辺の手順、そういったものをお知らせして、可能であれば保険適用になるように努めさせていただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 利用されている方はほんの少しということのようでありませけれども、いろいろ調べたところによると、はり・きゅうの場合は今、受けている医療と同時に2つは受けられないという、マッサージは両方同時に受けられるということでもあるみたいですがけれども、この辺の手順は、どちらの先生に先にお話しするのかという、はり・きゅうの先生に言うのか、マッサージの先生に先に言って保険で受けたいんだけどどうすればいいとかという、この辺はどちらが先なんですか。この辺どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 基本的には、町内でも鍼灸、マッサージの国家試験を受けて登録している方が7名ございます。基本的にそこで開業されている方のところでご相談をさせていただいた上で、その後、医療機関のほうに行ってお話ししていただいて同意をいただくような手順が適当だと思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） いろいろ周知のほうもやっていただけるということなので、よろしくお願ひします。

それから、保険以外での助成について町長から、いろいろ運動をやることによって腰とか膝とか痛くならないようにしていただくほうが先といたしますか、理想だというお話がありました。まさしくそのとおりでとは思いますが、なかなか運動でそうならないようにということも難しい部分もあるのかなという気も若干します。本当に、はり・きゅうとかマッサージに行っている多くの方は、腰だとか膝だとかが痛くてやむなくというか、通っている部分がある。そして、はり・きゅうの場合、マッサージにしても、長期間通う必要があるという部分もあると思うんですね。そして、このことはやっぱり将来的に介護予防にもつながっていくのではないかなと。結局、腰が立たなくなり、歩けなくなり、介護状態になるという。要介護者を減らしていくという意味からも、助成することにそれなりの意味もあるのではないかと考えますけれども、この介護予防との関係ではり・きゅう、マッサージの効用についてどのようにお考えになるかお伺ひします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

今、県内でそういった助成をやっているところは、残念ながら見当たらないようでございます。以前ですと栗原市に合併する前の一迫町、それから、大分前ですと古川市でもそういった事業を展開されていたそうです。もう一つは多賀城市ですね。多賀城市でも、独自の基金を設

けて大分前からやっていたということをお聞きしました。ただ、基金を財源としたということで、だんだん少なくなってきた中で、ちょっと見直しがかかって所得制限を設けたところ、20人ぐらいしか利用がなかったということで、今、県内ではそういったところがございません。

ただ、今、議員さんがおっしゃったとおり、県外の状況を見ますと確かに介護予防あるいは実際、要介護になっても軽い方についてはそれ以上重くならないようにということで、介護保険の事業の地域支援事業とか、そういった枠で今、展開しているところもあるようでございますので、この辺は引き続き状況を勉強させていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○9番（一條 寛君） 確かに、宮城県ではないみたいです。お隣、山形県では山形市、天童市等でやっているみたいです。また、茨城県なんかを見ますと10数カ所の、町は残念ながらなかったんですが、10何ぼの市でやっている。結構全国的には多いような、これははり・きゅう、マッサージの先生方というか、その協会の力関係も働いているのかなという感じもしなくはないんですけども。ほかの自治体の状況とか効果とかいろいろ検証していただき、前向きに検討していただければと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、9番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、11番沼田雄哉君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔11番 沼田雄哉君 登壇〕

○11番（沼田雄哉君） 本題に入る前ですけれども、このたび逝去されました猪股町長のお父さんのご冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、通告どおり2点について町長の考えを伺います。

まず、1つ目として宮崎地区の活性化対策について。

この件につきましては、12月定例会において私が触れたことと関連してくるかもしれません。宮崎地区は温泉施設ゆ〜らんどや陶芸の里、スポーツ公園などを有し、観光客の誘客やスポーツ交流に努めておりますが、人口の減少には歯どめがきかず、商店街の衰退が見られております。昨年、宮崎地区の中心にあったスーパーも閉店し、買い物に困る人も多くなっております。町においてもいろいろと検討されていると思いますが、今後の活性化策についてどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） いろいろと父も皆さんにお世話になりました。心から御礼を申し上げた

いと思います。

宮崎の活性化策をどう考えているかというふうなご質問でございました。合併して10年になりますが、宮崎地区における人口の減少、これはかなり大きいものであります。平成15年4月1日の6,246人から平成25年4月1日の時点で5,401人、845人、10年間で減少したということになります。減少率からいいますと13.5%でございます。町全体が9.37%の減少ですので、やはりこの宮崎地区の減少幅は大きいと。このことが宮崎の商店街の衰退というものに、やはりこれはつながっているというふうに思います。

こういった中であって、いかに宮崎地区を活性化していくかということが大変重要になってまいるわけでありますが、現在、町として検討しておりますのは、宮崎の商店街に拠点施設を整備していこうということであります。具体的に申し上げますと、現在のまちづくりセンターに隣接する山田屋旅館さん、こちらの土地を譲り受けて有効活用をしていきたいというふうに考えております。このことについては、にぎわいづくり委員会からも意見、提案として、ぜひこういったものをというものがございましたので、今そういった方向で進めさせていただいておりますし、所有者の方からも前向きな回答をいただいているところでございます。このことにつきましては、商工会、農協さん、各種団体、宮崎地区の方々と検討を重ねながら、まちづくりセンタープラスその西側の山田屋旅館さんの土地を利用して、町内の方々がその地域に訪れる、そして、買い物の今の不便さも解消するというに加えて、やはりスポーツ公園に多くの方々が土日中心に町外から来ているわけですから、そういった方々を町の中に取り込んでいくという、こういった取り組みをぜひしてもらいたいというふうに考えています。やはり商店街も時代のニーズに適合したものにしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった取り組みをさせていただきたいと思っております。

ここは単に物を売るというだけじゃなくて、地域のコミュニティーを形づくる場所というようなことも考えていく必要があると思います。実は2週間ほど前、板垣さんというNHKのプロデューサーの「無縁社会」という講演を聞きました。そのとき、ある70代の男性が奥さんに先立たれて、マンションに住んでいたわけですけれども、幸か不幸か1階にコンビニがあったものですから、毎日自分のマンション、自分の部屋とコンビニの往復だけをしていただと。つまり、朝・昼・晩とコンビニで買ってですね。ほかの時間帯はテレビを見て過ごしていたと。あるとき、テレビを見ていて笑おうとしたら笑えなかったと。それに驚いて、やはりこれは外に出なければならないということで、翌日からその方は近くの商店街まで歩いて行って商店街で物を買うようにしたんだそうです。そうしますと、2週間もすればおなじみになりますから、

いろんな会話が出、あるいはこれを持っていきなさいといったことなどもあり、非常に元気になったというふうなお話がありまして、私はこの高齢化時代だからこそ商店街の存在意義があるというふうに思っておりますので、宮崎の商店街につきましても拠点施設整備を進めながら何とか活性化していく。地元の方の利便性を向上させるとともに、町外からも町の中に取り込めるようなものにしていきたいというふうに思っております。

また、そのほか、宮崎の活性化につきましても、薬菜からスポーツ公園までの道路の2車線化、防雪柵も設置をするということも含めて、道路の整備ということもこれもやってまいります。

また、自然エネルギーの取り組み、小水力発電などについても宮崎地区でも実施をしてまいりたいというふうに思っております。

何とかこの人口減少に伴い、あるいは高齢化に伴い、疲弊してきている地域の活性化に皆さんともどもに、町民の皆様方との協働という精神でもって取り組んでまいりたいと思っております。よろしくご理解ご協力のほどをお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ただいま町長のほうから答弁をいただきました。そこで、商店街にぎわいづくり委員会につきましても、中新田、小野田、宮崎と3地区に設置をされて検討されていると思います。宮崎地区のこれまでの状況につきまして、もう少し踏み込んで詳しく教えていただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

それでは、お答えさせていただきます。

宮崎地区のにぎわいづくり委員会におきまして、これまで三、四回開催しておりますけれども、その中でのご意見を一応ご披露させていただきます。

まずは、商店街、個々の商店街等のPRがこれまで足りなかったということで、春夏秋冬の情報誌を発行できればいいんじゃないか、それから、軽トラックでの市やフリーマーケットの開催、それから、今、中新田地区で行っております100円商店街の開催、あと、土手川の有効活用というようなことでも出てありまして、土手川でも今、蛍の時期になりますとかなり蛍が飛び交うということでもございまして、その時期に合わせてイベントを開催できればというようなご意見、それから、手づくり十字路、中新田地区でもございまして、そのような惣菜や野菜を販売して高齢者が買い物ができるようなところがあればいいと。それから今、年に2回開催してお

りますナイトバザール、これの開催の充実、それから、先ほど町長から話がありましたけれども、町の中心部である山田屋さんの土地・建物の有効活用策をぜひしていただきたいというご意見が出ております。あと、各商店や土手川を紹介した瓦版、それからパンフレット等を作成し、これらを観光施設等々に、それから当然スポーツ公園等ですけれども、そういう場所に置いてPRをしたらいんじゃないかというようなご意見を頂戴しております。

今後は、これらの意見を取りまとめながら、すぐにできること、それから長期的に取り組まなければいけないこと等々を分別してやっていきたいということで進めております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） どうもありがとうございました。

まちづくりセンターの今後の活用策ですけれども、現在は商工会の事務所、毎週土曜日・日曜日、餅の販売とか野菜等の販売を行っていますけれども、なかなか来客数の増加にはつながっていないような感じがしております。

今後、宮崎地区への集客を図るために、町長が答弁されたとおり、陶芸の里やスポーツ公園を訪れる方々が気軽にまちづくりセンターに立ち寄ったり買い物をしたり、あるいは土手川を散策したりするような取り組みが必要になってくるのかなと思います。ただ、今の状況では駐車場も狭くて大型バスですか、駐車できない状況にあります。そこで、まちづくりセンターに隣接する山田旅館というのか山田屋旅館というのかちょっと私、わからないんですけれども、山田屋旅館は長年使われていない状況にあります。先ほど町長からもあったわけですが、また、にぎわいづくり委員会においても意見が出ているようでもありますけれども、ここを取得、まずしていただきまして、宮崎地区の拠点として有効活用いただければなと思います。

それで、今後の取得予定時期とか、あるいは整備方針がありましたらお願いしたいと思いません。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今のところまだ、いつ取得というところまでは至っておりません。先ほど言いましたように非常に前向きな回答をいただいておりますので。ただ、やはり取得をするに当たってはきちっとした事業計画が必要であろうと思っております。ぜひ、関係機関の方々にお集まりいただいて、どのような形で有効活用していくかという話し合いの場をまず持っていきたいと思っておりますし、その上で地域商店街活性化法に基づく事業認定を申請をします。そういった形で国の助成金、これは最大で3分の2でありますけれども、こういった事業を活

用して進めていきたいというふうに考えております。ですから、取得ありきというよりは、まず、この事業計画をきちっと立ててそして事業認定を申請すると、そして取得をするというふうな流れで進めていきたいというふうに思っております。何よりも、どういった方々が主体となって、その場所、運営、やるとすればこれは土日だけではなくて毎日という形が望ましいわけですから、どういった方々が主体となってやっていくかということが、いわゆるソフトの部分が大事ですので、早速そういったところに取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 今、町長のほうから補助事業の関係で3分の2云々という話があったわけですがけれども、これはどういった範囲で使えるというか、対象になる事業の範囲なのか、この辺ちょっとお願いしたいと思います。

また、活性化のためにはある程度町が方向づけをすることもこれは必要かもしれませんが、やっぱり住んでいる人たちがアイデアを出して取り組んでいく必要があるんだろうと思います。そこで、地域住民が主役になるための方策など考えていければお願いをしたいと思えます。

○議長（下山孝雄君） 先ほどは失礼しました。商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長、お答えいたします。

補助事業関係につきましてはいろいろあるわけですが、活性化計画等々をつくりまして国の認定を受けますと、当然、補助金の優遇策、それから土地の譲渡取得に対する特別控除等々の事業もありますので、そういうのを選んで進めていきたいということでございます。ただ、やはりまちづくりセンター等々宮崎地区の方々もあそこの有効活用ということは長年の課題だと思っておりますけれども、その中でこれまでもいろいろな意見が出ておりまして、やはり町外の方々が訪れるようなというようなことでのご意見があります。済みません、もう一つ、対象事業としては、ソフトですね、その事業計画を策定したり地域の方々の振興計画を作成するというようなことのソフトの面の事業から、あと、建物等々の整備までの補助事業が対象となります。そういう中でまずもって取り組まなくてはならないのが、先ほど議員さんが申されましたとおり地元の方々のやる気が必要でございます。やはりただ単にそこに建物を建てて振興を図るということになりまして、そこに取り組んでいただく方が必要でございます。これにつきましては早急に検討をしながら、宮崎地区の方々と話し合いをしながら、できれば今年度中にそういうソフト面につきましておおよその方向性を見出して、来年度あたりからハー

ド面にも手がけられるように進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 私、12月の定例会でも触れていることですが、加美町の中心は中新田地区であろうと思います。小野田地区、宮崎地区の方々は毎日のように通勤あるいは通学とかで足を運んでいると思います。当然、中新田地区で買い物をするケースが多くなっていると思います。そこで、「地方あつての中央」という言葉がよく使われるわけですが、加美町の中心は中新田と。そこで、地方あつての中央。やっぱり奥に宮崎地区、小野田地区があつて、その人たちが出てきて中心が栄えてくるんだらうと思います。そこで、こういった停滞している地域、こういったところにてこ入れといたしますか、力を入れる必要があるのではないかと私は思っております。それが加美町の中心地、中新田地区もゆくゆくはよくなっていく方向なのではないかと思うわけですが、当然町長はこれらのことを口にしますし胸に秘めていると思います。その辺よろしく対処方、お願いをしたいと思います。この件についても何か町長あればお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 加美町全体が、特に商店街の衰退が進んでいるわけですが、先ほど申し上げましたように、宮崎地区、小野田地区については人口減少が著しいという点から大変厳しい状況になるというふうに認識しております。何とかこういった地域にてこ入れをこれまで以上にやっていきたいというふうに思っております。また、商店街の活性化についてはさまざまな方策が必要であると思っております。この夏に節電所という取り組み、既にこれは皆様方にお渡し、毎戸に配ってあるわけですが、手を挙げて、節電所になっていただいて、節電幅の大きかったご家庭には地域商品券を差し上げるというふうな取り組み、これも今年度から実施をいたします。何とか地域でお金が循環するまちづくり、こういったこともあわせて進めていくことで、宮崎、もちろん小野田、中新田も実はそうなんです、商店街の活性化というものに努めてまいりたい。特に周辺部については、一層力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ありがとうございました。

宮崎地区ですが、活性化を図るためには、もう一つあるわけですが、袋小路にならない道路網の整備、これについても胸にしまっていてひとつご対処方お願いしたいと思います。答弁は要りません。

次に、2つ目として田川ダム建設中止、これは構想であります、に伴う加美町の対応についてということで、この件につきましては元建設課長であります3番議員が既に触れております。主管課長でありますから、中身については十二分過ぎるほど知り尽くした方であります。その方の中から触れるわけですから、多分中身のかなり薄いものになってこようかと思えます。一応準備をしてくれておりますので、同じことになるかもしれませんがよろしくお願いをしたいと思います。また、これは国の事業でありまして町の事業ではありませんので、余り町としても踏み込んだ答弁もできないかと思えます。その辺も踏まえてお聞きをしたいと思います。また、答弁もそれをお願いしたいと思います。

政府のダム事業見直し方針に従って、国土交通省東北地方整備局と県がそれぞれ建設を計画している加美町内の鳴瀬川水系の2つのダム、田川ダムと筒砂子ダムの事業再評価を行うため、流域の8市町が建設の是非を協議する検討の場の第4回会合が5月9日、開かれました。これはあくまでも、決定ではありませんけれども構想ということであります。約20年にわたり翻弄されてきた田川ダム流域の住民対策等について、加美町としての対応についてお伺いをいたします。なお、3番議員、既に触れておりますので、重複するところについては省いていただいて結構でございます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 地元議員ですので余計この田川ダムに関して、あるいは田川ダムの建設予定地の地権者の皆様方の思いを受けとめてのご質問だと理解しております。先ほど私の考え、ほとんど全て述べさせていただきましたので新たなものということはないわけですが、やはり5月27日に開催された地元住民対象の意見聴取の会、沼田議員もこの場におられてお聞きのとおり大変怒っていると、これは当然のことです。20年以上待たされて中止されたのでは、これは納得できないと、もっとも、そのとおりであります。協力してきたのに裏切られたと、まさにそういう思いでしょう。人生を狂わされたというふうなご発言もありました。そういった長年翻弄され続けた方々の思いというものを私もしっかりと受けとめて、そしてダム建設地の首長としてあらゆる場面で皆さん方の思いを伝えていくと。そして、思いを伝えるだけではなく、具体的にその地域の振興策、あるいはそういった方々の生活再建の対策を講じていただくよう強く国・県、関係機関等に訴えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 再質問のほうで何点か用意はしてきたんですけれども、先ほどの3番議員、ほとんど触れられてしまいました。少ないですけれども二、三点だけちょっと触れたいと

思います。

まず、生活再建については先ほどいろいろ話がありましたので、この辺については触れないでいきたいと思います。

先ほどちょっと聞き逃したかもしれませんので再度聞きますけれども、同じ質問であればご勘弁をいただきたいと思います。国から20年前に田川ダム建設を前提とした説明がありまして、旧宮崎町はもとより地元の寒風沢地区、そして合併後の加美町はいろいろ協力をしてきたと思います。今回、コスト面だけで最終案を決定したようでありますけれども、町には事前に相談があったものかどうかお願いしたいと思います。先ほど言われましたか。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

まず、質問の中でコスト面だけで最終案を決定したようですがということでございますけれども、先ほど町長が説明した中で、コスト面だけではなく、決定要素の内容としては、まず1つに、検証された複数の評価が説明され、治水対策はダム、河道掘削、遊水池の案が可能だが、利水対策は調整池の設置や地下水の取水などの案では対応できないとしてダム建設が必要であると。その次に、2つ目として、ダム活用では田川ダム、筒砂子ダムの統合の有無、あるいは漆沢ダムなどの組み合わせ案を比較した結果、筒砂子ダムが田川ダムと比べて流域面積が大きくダムの調整効果が高い、建設コストが安い、貯水量が大きい等から筒砂子ダムへの統合が有利であると。そして、コスト面で総事業費は現在の計画の1,980億円から1,580億円に抑えられるということで最終案が、素案が提示されました。

2つ目の質問で、町には事前に相談があったかというご質問でございますけれども、今までは、前にも説明しましたけれども、3回までの検討案ということでいろいろな複数案、今度示されました最終案も含めた素案が提示されていたところです。実際に今度の最終計画、素案というものが上がったのが、実際は検討の場が5月9日、その日に開かれたわけですが、そのときに初めて町長も今の最終案が提示されたということで、初めて知ったわけでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） この事業は先ほども言いましたけれども国の事業ですから、町でいろいろ言うのも限度があると思います。説明を受けてきているのであればちょっとお聞きをしたいわけですが、今回、田川ダムで計画していた容量分を筒砂子ダム、ここを規模を拡大するというのであります。そこで、漆沢ダムの流域面積に対して筒砂子ダムの流域面積は72%

であります。それに対して、漆沢ダム貯水量、この約2.7倍のダムの容量を考えているよう
ですけれども、これは可能なんですか。可能だからこういう発表をしたんでしょうか。も
し説明を受けてきていければお願いします。受けていなければ結構ですけれども。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

いろいろな複数案、最終案が、素案が出たんですけれども、その検討の場に出された資料、
県・国でホームページに掲載されております。また、その資料も加美町の建設課で一般の皆さ
んが縦覧できるように備えつけております。その中で私もその資料を拝見させていただきました
けれども、その資料というものは実はこのくらいの厚さ、検討の場で町長に示されたものは
こんな膨大な資料でございます。その中で、まず現実味のある計画というものを拾い出して、
先ほど質問されました筒砂子ダムの容量等を確認しているようです。ですから、地形、流域の
地形あるいは雨量、積雪量を計算しまして、十分その貯水量ができるだろうという計画になっ
ているようでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 時間のほうはまだ30分なんですけれども、何回も同じことをするのもあ
れですから早目に切り上げたいと思います。もう一つだけ聞いて終わりにしたいと思います。

今回、寒風沢地区の方々なんですけれども、水没予定の方々、家庭がばらばらにされたらと、
生活が狂ってしまったと、こういったことをいろいろ言っているわけなんですけれども、町長はこ
れからその地区の人たちと色々な話をする場があると思います。そういった方々の思いを
ひとついろいろな補償問題で反映させていただきますように、国のほうに、その辺をお願いし
て終わりたいと思います。もし何かありましたら。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ぜひそういった皆さんの声を、思いを受けとめて国・県、関係機関に訴
えてまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして11番沼田雄哉君の一般質問は終了いたしました。